

岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、緊急的に行われる東日本大震災津波に係る大規模な河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観に係る検討を一体的に行い、計画から施工まで一貫して自然環境との共生及び地域の特性を生かした良好な景観形成の保全・創出に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画から施工における自然環境との共生及び自然環境等への影響の低減に係る配慮等の検討に関すること。
- (2) 地域の特性を生かした良好な景観形成の保全・創出に係る配慮等の検討に関すること。
- (3) その他目的の達成にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総務し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成23年10月26日から施行する。